

ネーミングライツパートナー募集に関するQ & A

(楠葉生涯学習市民センターについてのQ & A)

No.	質問	回答
1	募集要項において、パートナーメリットとして「一定枠の使用優遇が受けられます」とありますが、使用優遇の対象は、今回の募集施設である「大集会室」のみとなるのでしょうか。それとも、「大集会室」以外の諸室も対象に含まれるのでしょうか。	大集会室が使用優遇の対象となります。したがって、大集会室以外の諸室等は使用優遇の対象とはなりません。
2	使用優遇の具体的な内容を教えてください。	大集会室の使用優遇につきまして、1年につき1回、無料で使用できるものです。 なお、1回あたりの日数につきましては、前日の準備を含め、2日までとなります。